

**香川県・高松市動物愛護センター（仮称）**  
**基本構想**

平成 27 年 7 月

香川県健康福祉部生活衛生課  
高松市健康福祉局保健所生活衛生課

## 目 次

はじめに	・・・ 1
第1章 動物愛護センター整備に関する基本的な考え方	・・・ 2
1 整備目的	
2 基本コンセプト	
3 基本方針	
第2章 動物愛護センターの機能と役割	・・・ 2
第1節 すべての県民に開かれた施設	・・・ 2
1 命を大切に作る心の醸成	
(1) 犬や猫と親しむ場の提供	
(2) 体験学習への取組	
2 民間との連携・協働	
(1) 動物愛護に係る人材の育成	
(2) ボランティア活動の推進	
第2節 動物愛護管理に関する普及啓発の拠点となる施設	・・・ 3
(1) 動物愛護管理に関する情報発信	
(2) 犬や猫の適正な飼い方等の普及啓発	
第3節 犬や猫の譲渡推進の拠点となる施設	・・・ 4
(1) 健康状態等に配慮した適切な管理	
(2) 譲渡する犬や猫の適正飼養の推進	
第4節 その他	・・・ 5
1 災害時動物対策の推進	
2 動物由来感染症対策の推進	
3 保健所との連携	
第3章 今後の検討事項	・・・ 6
(1) 設置場所	
(2) 施設の規模、構造等	
(3) 運営方法等	

## はじめに

近年、少子高齢化や核家族化が進む中で、ペット、特に、犬や猫は、家庭や社会での存在感がますます大きくなっている。

その一方で、飼い主による不適正な飼育管理が原因となった動物の遺棄・虐待、犬や猫による危害や迷惑問題、所有者のいない犬や猫に対する無責任なエサやりで、野良犬や野良猫が増加することによる、住民間のトラブルの発生といった事例が後を絶たない現状がある。

香川県と保健所設置市である高松市（以下「県・市」という。）においては、犬や猫の収容数が多い一方で、返還・譲渡数が少ないため、結果として殺処分数が多くなっており、近年、収容・殺処分数は減少しているものの、全国的に比較すると、殺処分数、殺処分率ともワースト上位に位置している状況である。

平成 25 年 9 月に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」では、ペットの終生飼養など、所有者等の責務の明記や、動物取扱業者（※1）の規制の見直しのほか、行政が引取った犬や猫については、殺処分がなくなることを目指して、もとの飼い主への返還や、新たな飼い主への譲渡に努めることと規定されたことにより、『人と動物の共生する社会の実現』という法の目的達成に向け、それぞれの立場の人の役割・責任がより一層明確になった。

人と動物の共生する社会を実現し、殺処分数、殺処分率を減少させるためには、飼い主のモラルの向上や動物愛護精神が広く浸透することが重要であると考えている。終生飼養に努めることにより犬や猫の遺棄や虐待をなくし、無責任なエサやりによる野良犬、野良猫の増加を防止することで、収容数を減少させるとともに、返還や譲渡を推進することにより、殺処分数を減少させていくことが必要である。

さらには、人と動物との共生を考える上では、動物由来感染症対策（※2）や災害時の動物対策も含めた施策を展開していく必要があるが、これらの事業を効率的・効果的に実施する施設を県・市とも有していない。

このため、動物愛護精神の普及啓発や犬、猫の譲渡の推進をはじめ、動物由来感染症対策や災害時の動物対策について拠点となる施設の整備が喫緊の課題である。なお、整備にあたっては、施設整備が県・市共通の課題であり、香川県の面積が全国一狭小であることなどから、県・市が共同で設置・運営できる施設を検討することとする。

この基本構想は、香川県・高松市動物愛護センター（仮称）（以下「動物愛護センター」という。）の整備に当たり、動物愛護センター整備に関する基本的な考え方、機能と役割、今後検討すべき事項を明らかにするために策定するものである。

## 第1章 動物愛護センター整備に関する基本的な考え方

### 1 整備目的

動物愛護センターは、県民の動物の愛護と適正な管理についての関心と理解を深め、「人と動物との調和のとれた共生社会づくり」を目指して、県・市が共同で設置・運営するものである。

### 2 基本コンセプト

**人と動物との調和のとれた共生社会づくりを目指した施設**

### 3 基本方針

- ・ **すべての県民に開かれた施設**
- ・ **動物愛護管理（※3）に関する普及啓発の拠点となる施設**
- ・ **犬や猫の譲渡推進の拠点となる施設**

## 第2章 動物愛護センターの機能と役割

### 第1節 すべての県民に開かれた施設

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するには、動物を通して、「命を大切にする」、「思いやり」の心を育むと同時に、動物が人の生命、身体又は財産を侵害しないよう適切に管理されることが必要である。

そのためには、広く県民の方々を対象に、動物愛護に関する施策を実施することが大切であり、施策の推進にあたっては、行政だけでなく、公益社団法人香川県獣医師会（以下「獣医師会」という。）などの関係団体、動物愛護推進員や譲渡ボランティア等民間のボランティアとの協働に努める。

### 1 命を大切にする心の醸成

#### (1) 犬や猫と親しむ場の提供

来場者が気軽に、快適に利用できるよう、動物愛護センターにいる犬や猫にしつ

けや健康管理を行い、子どもから大人まで、また、動物を飼っている人も飼っていない人も、犬や猫と親しむ場を提供する。

## **(2)体験学習への取組**

遠足や校外学習等の一環として、子どもたちが犬や猫とのふれあいや動物愛護教室等を通じて、命の大切さや動物の習性・行動、正しい接し方、終生飼養の徹底等について理解を深めるため、教育機関等と連携しながら、体験学習への取組を実施する。

## **2 民間との連携・協働**

### **(1)動物愛護に係る人材の育成**

民間のボランティアなどがその活動を円滑に実施するため、動物愛護に関する正しい知識や最新の知見などについての研修を専門家などの協力を得ながら実施することが重要である。そのため、動物愛護推進員や、譲渡ボランティアなどの民間のボランティアを育成するための研修を実施する。

### **(2)ボランティア活動の推進**

動物愛護に関するボランティア活動に参加する団体や県民の輪を広げるために、動物愛護推進員や譲渡ボランティアなどの民間のボランティアの活動状況等の情報交換ができる場を提供する。

## **第2節 動物愛護管理に関する普及啓発の拠点となる施設**

動物愛護施策を効率的・効果的に推進するためには、動物の飼い主だけでなく、動物を飼っていない人や動物にあまり関心のない人にも、また、小さな子どもから高齢者まで、広く県民の方々に、動物の愛護と適正な管理について関心を持ち、理解を深めてもらえるよう、普及啓発に努めることが必要である。

動物愛護センターでは、獣医師会などの関係団体、民間のボランティアや動物取扱業者とも連携しながら、動物への理解を深め、正しい飼い方や接し方について啓発するとともに、飼い主の責務の徹底やマナーが習得できるような機能を持たせる。

### **(1)動物愛護管理に関する情報発信**

動物の正しい飼い方や接し方や、県の動物愛護行政の現状等について、様々なツールを活用して情報発信する。

## (2) 犬や猫の適正な飼い方等の普及啓発

獣医師会や民間のボランティア等と連携し、飼い主などが、犬や猫の習性や適正な飼い方などについて、学び、体験し、また気軽に相談できる機能を持たせる。

### 第3節 犬や猫の譲渡推進の拠点となる施設

県下の保健所では、何らかの事情で終生飼養が困難になった犬や猫の飼い主から、または、所有者が判明しない犬や猫の拾得者等から引取りを行っている。

それらの犬や猫のうち、一頭でも多くの犬や猫が新たな飼い主のもとで幸せに暮らせるようにすることが重要である。

そのために、収容した保健所において譲渡の適性があると認められる犬や猫については、動物愛護センターにおいて適切に管理しながら、保健所や譲渡ボランティア等との連携を図りながら、新しい飼い主への譲渡を積極的に進める。

#### (1) 健康状態等に配慮した適切な管理

犬や猫を譲渡するために、安全かつ快適に過ごすことができるよう管理する。

また、健康状態に配慮するとともに、必要に応じたノミ・ダニ対策、感染症対策等を実施するなど、衛生管理を徹底する。

さらに、体調を崩した犬や猫の診療や譲渡に当たっての必要な健康診断や検査、不妊・去勢手術等適切な処置を、獣医師会と連携しながら行う。

#### (2) 譲渡する犬や猫の適正飼養の推進

##### ① 新しい飼い主との出会いの場の提供

譲渡の適性のある犬や猫に、新しい飼い主と出会える場を提供する。

##### ② しつけの実施

犬や猫に、新しい飼い主のもとで幸せに暮らせるよう、無駄吠えやトイレ等についての基本的なしつけを行うとともに、スタッフ等と日常的にコミュニケーションをとることにより、社会性を身につけさせる。

##### ③ 譲受希望者への適正飼養に関する指導

譲り受けを希望される方に対して、事前に、関係法令の遵守や犬や猫の特性、不妊去勢手術や所有者明示等（※4）の重要性など、犬や猫の飼養に関する心構えや終生飼養、適正な飼い方に関する講習を実施する。

## 第4節 その他

### 1 災害時動物対策の推進

地震等の災害時においては、犬や猫が飼い主とはぐれてしまうケースが想定され、その場合、安全面や衛生面で問題が発生する可能性がある。

また、避難所においてペットの同行避難（※5）が行われた場合、様々な人が共同生活を送るなか、糞尿の放置や鳴き声、においなどの問題が生じることが想定される。

このようなことから、動物愛護センターでは、災害発生時に避難所に同行避難した動物に対する物的・人的支援や、災害時動物対策に関する普及啓発の拠点施設としての機能を持たせる。

### 2 動物由来感染症対策の推進

人と動物との調和のとれた共生社会づくりには、人と動物の共通感染症からお互いに健康を守る必要がある。人と動物がより密接な関係となった現代において、動物由来感染症への対策は重要であり、動物愛護センターには、動物由来感染症についての調査・研究、正確な情報の発信や普及啓発の機能を持たせる。

### 3 保健所との連携

香川県は、現在、4箇所（東讃・小豆・中讃・西讃）の保健所において、動物愛護管理行政、狂犬病予防業務を実施しており、高松市は、高松市保健所において、県の保健所と同様の業務を実施している。

動物愛護センターでは、県・市の保健所で実施していた犬や猫の譲渡事業や普及啓発、教育事業の一層の拡充や、動物由来感染症対策や災害時動物対策などの事業を中心に、動物愛護事業に特化した機能を持たせる。

動物愛護センターと保健所との連携については、動物愛護管理業務が効率的・効果的に推進できるよう、今後、県・市で協議していく中で検討する。

## 第3章 今後の検討事項

### (1)設置場所

- ・ 県有地や市有地を優先的に選定する。
- ・ 主要幹線道路からのアクセスに考慮する。
- ・ 災害時動物対策の拠点施設となるよう、災害が少ないと想定される地域とする。

### (2)施設の規模、構造等

- ・ ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが利用しやすい施設とする。
- ・ 動物愛護に関するイベントや各種研修、遠足や校外学習等に対応できる規模の施設とする。
- ・ 災害時に仮設の収容施設の設置も可能な敷地面積とする。
- ・ 親しみやすい外観のほか、収容した犬や猫の鳴き声、におい等に配慮する。
- ・ 太陽光発電装置の設置や雨水の再利用を行うなど、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの活用を検討する。

### (3)運営方法等

- ・ 動物愛護センターについては、県・市が共同で整備することから、どのような組織、運営のあり方が効率的であるか、今後、県・市が協議・検討していくこととする。
- ・ また、整備費及び運営費の県・市間の負担割合等についても、併せて協議・検討する。

## ～ 用語解説 ～

### 1 ページ

#### ※1 動物取扱業者

ペットショップやペットホテル、動物園など、動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示等を行う業者のことで、営利を目的として登録をする第一種動物取扱業と、動物愛護団体など営利を目的とせず届出する第二種動物取扱業がある。

#### ※2 動物由来感染症

狂犬病や鳥インフルエンザなど動物から人に感染する病気の総称であり、「人畜共通感染症」、「人獣共通感染症」や「ズーノーシス」という言葉も使われる。

### 2 ページ

#### ※3 動物愛護管理

動物の虐待の防止や生命の尊重など動物の愛護に関すること、及び適正な飼い方など動物の管理に関すること。

### 4 ページ

#### ※4 所有者明示

ペットに迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ（※①）等を装着することにより、飼い主を明確にしておくこと。（なお、飼い主の名前や連絡先などが特定できない首輪のみの装着は、所有者明示としては不十分である。）

#### ※① マイクロチップ

直径2mm、長さ約8～12mmの円筒形の電子標識器具で、内部はIC、コンデンサ、電極コイルからなり、外側は生体適合ガラスで覆われている。

それぞれのチップには、世界で唯一の15桁の数字（番号）が記録されており、この番号を専用のリーダー（読取器）で読み取ることができる。

### 5 ページ

#### ※5 同行避難

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。（なお、同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない。）